

今月の  
トピックス

## 【今年も最低賃金が大幅に上がります！】

今年も最低賃金が改定されます。改定状況は過去の数年の流れと同じく、大幅上昇となっています。最低賃金が最も高い地域は東京都の958円、最も低い地域は沖縄県などの737円です。改定状況は以下のようになります。

| 地域   | 新しい最低賃金     | 発効日         |
|------|-------------|-------------|
| 東京都  | 958円 (+26円) | 平成29年10月1日～ |
| 神奈川県 | 956円 (+26円) | 平成29年10月1日～ |
| 大阪府  | 909円 (+26円) | 平成29年9月30日～ |
| 愛知県  | 871円 (+26円) | 平成29年10月1日～ |

最低金額は使用者が労働者に支払う1時間あたりの最低金額です。最低賃金を下回る賃金で労働者を使用することできません。もし最低賃金を下回った状態で労働者を使用している場合、最低賃金で雇用しているとみなされるため、使用者は最低賃金と実際に支払った賃金の差額を支払う必要があります。意図せずに最低賃金を下回っていることがありますので、違反例をご紹介します。

### 違反例1：月給16万円でも最低賃金違反!?

月給制でも最低賃金の適用はあります。月給制の場合、「月給÷月の所定労働時間」で求められる金額が最低賃金を上回っている必要があります。例えば、月給16万円で月の所定労働時間170時間の場合、16万円÷170時間で求められる金額は941円となります。この場合、大阪や愛知では最低賃金違反とはなりません、東京や神奈川では最低賃金違反となってしまうのでご注意ください。

### 違反例2：時給1,000円でも最低賃金違反!?

深夜時間帯(22:00～5:00)に労働者を使用する場合、深夜の割増賃金(+25%)を本来の時給に上乘せして支給する必要があります。深夜時間帯に時給1,000円のみで、別途割増賃金を支給していない場合、東京、神奈川、大阪、愛知のいずれの地域においても最低賃金違反(もしくは割増賃金の未払い)となりますのでご注意ください。

## 西崎建一の『今月の着眼点』

## < 時間外労働について >

「仕事量が多くなっているのだが求人が思うようにいかない。どうしても残業が多くなって……。このところ行政では過重労働について厳しく指導しているとのことですが……。」との相談がありました。

確かに監督署は時間外労働について目を光らせています。会社側が守らなければならない大きな義務の一つとして従業員の健康管理があります。過重労働はその一番の敵でしょう。労基法はまず第32条で1週に40時間を超えて1日に8時間を超えて労働させてはいけないと規定しています。この規定に違反した使用者は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることになっています。かといってこれを厳守している会社はほぼないでしょう。

そこで第36条の労使協定(36協定)を締結して監督署長に届け出ることで法定時間外労働が可能になっています。

さてその時間外労働の限度ですが一定期間について定めることになっていて、例えば1週間に15時間、1ヶ月間に45時間、1年間に360時間というようにです。(因みに1日の限度は15時間と協定すべき)

そしてこの限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときのために「特別条項付き協定」を付記することにより一定範囲の限度時間を超えることも可能となります。

政府は平成31年4月に改正労働基準法の施行を目指しており、これによって時間外労働の上限が定められると、上限を超える協定は受理できないこととなります。改正法施行までに若干の猶予のある今だからこそ、過重労働者の時間外労働を減らすよう抜本的な社内改革が必要になるのです。